

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第2条 条例第15条第1項又は第2項の規定により助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申立てがあったときは、その結果を当該申立てをした者に通知するものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第16条第6項の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(公表の方法)

第4条 条例第19条の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見聴取に関する手続の準用)

第5条 富山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年富山県規則第56号）第3条から第5条までの規定は、条例第20条の規定による意見の聴取について準用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

助言（あっせん）申立書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申立者 氏名 印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

差別を受けたとされる者との関係

下記の事案を解決したいので、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例第15条第1項（第2項）の規定により、次のとおり助言（あっせん）を申し立てます。

記

1 差別を受けたとされる者

(1) 住所

(2) 氏名

2 差別をしたとされる者

(1) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

3 対象事案の概要

4 求める措置の内容

5 その他参考となる事項

様式第2号（第3条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

第 号
身分証明書
写真
職名
氏名
上記の者は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例第16条第1項又は第3項の規定による調査を行う者であることを証明する。
年 月 日
富山県知事 印

（裏）

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（抜粋）  
（事実の調査）

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。

6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。